

委員会審査結果報告

議案第74号について、職員からの要望かとの質疑に対して、職員の自己啓発への機会が取りやすい環境づくりの提供をしたとの答弁でした。

議案第75号について、なぜ市長の前での宣誓なのかとの質疑に対して、あくまでも地方公務員法の一般職員と同様に服務の宣誓を行うもので、宣誓書の宛先は無く、^{おの}自ずから行うものとの答弁でした。議案第76号について、特段の質疑はありませんでした。

3議案とも、全員賛成で可決

議案第77号について、主な質疑は、条例では、重要な公の施設の廃止は議会出席議員の3分の2以上の議決が必要であり、条例の改正は2分の1以上の議決が必要です。一つの議案

での審議で良いのかの質疑に対して、「中央まちづくりセンター」は、湖南市の重要な公の施設には含まれていないとの答弁でした。現在、活動中のサークルへの廃止などの説明した時期とその後対応はとの質疑に対して、各種団体には7月17日に説明を行いました。活動団体の移動については、各まちづくりセンターにおいても各種のサークル活動が開催されており、「センター長会議」でも受け入れ先の検討を行い、その後、教育部が窓口となるとの答弁でした。

名称の変更についてはとの質疑に対して、中央まちづくりセンターの削除と大会議室などの名称統一、使用料金を各センターごとの表に改正したとの答弁でした。

反対討論は、東庁舎整備計画では、総事業費が示されていない現在、金額によっては議会で議決されない事もあり、中央まちづくりセンターを廃止することが時期尚早である点と、現在活動中の各団体への対応が不十分である。賛成討論は、先ず建物が耐震基準に満たない点と、活動中のサークルへ、より丁寧な対応を期待する。

賛成少数で否決

議案第78号では、ピラの大きさなどはの質疑に対して、形状は問わず、広げた状態でA4以内で、紙質は一定で折り畳み可能ですが立体など複雑な形状になるものは不可との答弁でした。

議案第79号では、条例改正の背景・経過はとの質疑に対し、今後在宅医療・在宅介護や

自宅での看取りなどの業務増加に、現湖南市労働衛生センターの医師の交代と現湖南市石部医療センターの医療体制充実時期に合わせ、近隣の市町の条例（医師等の待遇）を参考に条例改正するものですとの答弁でした。

議案第80号では、交付税に算入される点についての質疑に対して、法人市民税が大都市（東京）に集中して地域格差が生じており、交付税では是正するものですとの答弁でした。

議案第91号、第92号、第94号、第95号、第96号は、特段の質疑はありませんでした。

賛成多数で可決

その他7議案については、いずれも

全員賛成で可決

福祉教育常任委員会

委員会審査結果報告

議案第81号

今回の条例改正で非常勤の報酬廃止が同時に提案されるのではないかの質疑では、この条例の附則で明記することで条例改正が可決されれば、すみやかに自動的に廃止されると答弁。条例改正で考えられる課題を解消するために改正される規則も提案すべきとの質疑では、今回の条例改正では関連する規則の改正など資料が不足しており、今後は改善していきたいと答弁。

全員賛成で可決

議案第82号
名称変更することで、市民に分かりやすく伝えることができるのかとの質疑では、市の診療所として特に在宅医療に関わっていく意思表示です。労働衛生センターはごみ処理場な

のかとの間違い電話もある。医療法の改正で、医療センターは国立で高度な医療を行うところということで名称が使えない。名称変更しても有床診療所の休止については変わらないとの答弁。

議案第83号

建築から30年を経過し、居住環境が入居者の望む水準を満たさなくなっており、医師住宅として維持する必要も薄れ、大規模改修の費用をつぎ込むことが厳しいので廃止する

の今後の活用について2棟あった建物の1棟をワイワイあばしクラブが障がい者の相談支援機関事業や家庭的保育事業に使っている。同法人から地域の障がい者、高齢者の施設として活用できないかとの相談があると答弁。

全員賛成で可決